

南海ロケーションサービス運用規程

南海ロケーションサービス運用規程

制定 平成 16 年 12 月 20 日

改正 平成 18 年 1 月 17 日 2021 年 6 月 25 日
平成 24 年 12 月 21 日
2018 年 12 月 3 日
2019 年 6 月 21 日
2020 年 6 月 18 日

第 1 章 総 則

第 1 条 【目的】

この規程は、南海電気鉄道株式会社（以下「当社」という。）及び当社と業務提携契約を締結した当社グループ各社（以下「加盟各社」という。）が保有する施設等における映画、テレビ番組、CM 及びポスター等の撮影受入れ、並びに当社及び加盟各社が保有する写真、ポスター、映像、個別資料及び冊子等（以下「写真等」という）の貸与に関する指針を定めるものとする。

第 2 条 【適用範囲】

この規程は、映画、テレビ番組、CM 及びポスター等の撮影受入れ、並びに写真等の貸与に対し適用するものとし、撮影受入れ及び写真等の貸与に関する事業を「南海ロケーションサービス」と称する。

第 3 条 【窓口の設置】

名 称	まち共創本部 ツーリズム事業部 南海ロケーションサービス担当
所 在 地	大阪市中央区難波五丁目 1 番 6 0 号 (南海電気鉄道株式会社 まち共創本部 ツーリズム事業部内)

第 2 章 撮 影

第 4 条 【撮影依頼受付】

撮影の依頼は、具体的な内容を記載した書面の提出により受け付けるものとする。

第 5 条 【事前審査】

南海ロケーションサービス担当者は、撮影依頼を受け付けた後、撮影許可基準に基づき事前審査を行うものとする。

2. 事前審査における撮影許可基準は次のとおりとする。

- (1) 公序良俗から逸脱せず、当社及び加盟各社の品位を貶めないものであること。
- (2) 撮影関係者が暴力団等、反社会的勢力関係者でないこと。
- (3) 安全輸送、交通道德の啓蒙、商業施設の運営に支障をきたさないものであること。
- (4) 車両、その他施設に手を加えないこと。
- (5) その他、別に定める受託広告取扱規程に反する内容でないこと。

第 6 条 【審査機関】

事前審査を経た後、ツーリズム事業部長が撮影受け入れの可否決定を行うものとする。

第 7 条 【当社内及び加盟各社内調整】

南海ロケーションサービス担当者は、撮影の受け入れを決定した後、撮影受入れ部署との間で調整を行わなければならない。

第 8 条 【撮影契約】

撮影契約は、撮影受入れ部署との間で調整を行った後、撮影契約書（様式第 1 号）により締結するものとする。

第9条【保証金及び撮影料金】

保証金及び撮影料金は別表1に定める金額とする。

第10条【保証金及び撮影料金の收受】

前条に規定する保証金及び撮影料金は、次により收受するものとする。

- (1) 保証金は、第8条に定める撮影契約を締結するまでに指定口座への振込みにより收受するものとする。
- (2) 撮影料金は、撮影終了後に利用時間を確認のうえ、次のとおり精算するものとする。
 - ア、事前に收受した保証金は撮影料金に充当するものとし、不足額を收受する。
 - イ、不足額については、撮影終了の翌月20日までに指定口座への振り込みにより、收受する。
 - ウ、保証金を撮影料金に充当してもなお残額が生じた場合はその残額を撮影終了後、返金するものとする。

第11条【利用時間】

撮影料金算出に用いる利用時間とは、準備作業開始から撤収作業終了までの間をいう。

第12条【撮影許可】

南海ロケーションサービス担当者は、保証金を收受し、かつ撮影契約書（様式第1号）の締結をもって撮影を許可するものとする。但し、撮影は当社係員（以下「立会者」という。）の立会いの下で行うものとする。

なお、南海ロケーションサービス担当者は、契約の締結に際し、撮影関係者が一般旅客・公衆及び当社に対する賠償を補償できる保険に加入していることを確認するものとする。

第13条【遵守義務】

立会者は、次に定めるほか必要な事項を撮影関係者に対し遵守させるものとする。

- (1) 公共交通の運転業務及び商業施設の運営に支障をきたさないこと。
- (2) 一般旅客・公衆の安全確保に万全を期すこと。
- (3) 撮影開始前に、立会者と撮影場所・位置・安全確保について確認を行うこと。
- (4) 一般旅客・公衆を撮影する場合は事前に告知し、了承を得ること。また、一般旅客・公衆が写り込んだ場合は、モザイク等の処理を行って個人が特定できないようにすること。
- (5) 運行中の列車及び一般旅客・公衆に照明器具を向けないこと。
- (6) 撮影機器の電源はバッテリーを使用すること。
- (7) 撮影機材は必要最小限に抑え、整理整頓し、一般旅客・公衆の動線確保に努めること。
- (8) 撮影中止・時間変更・内容変更を行う場合は事前に南海ロケーションサービス担当者に連絡すること。
- (9) 撮影中であっても立会者の指示に従い、円滑な撮影に努めること。
- (10) 撮影責任者は責任者腕章を着用し、撮影スタッフはスタッフ証を着用すること。
- (11) 施設内では節度ある行動に努めること。
- (12) 撮影スタッフは撮影許可条件の内容を理解したうえで撮影にあたること。
- (13) 申請時の使用目的外で使用しないこと。
- (14) 複写・第三者への提供等を行わないこと。

第14条【損害賠償】

当社は、撮影関係者が申込みの際に提出された内容と著しく異なる作品を完成させ、その作品が当社及び加盟各社の品位を貶める内容であった場合については、当該撮影関係者及び製作者に対し、損害賠償を請求するものとする。

第3章 写真等貸与

第15条【貸与依頼受付】

写真等貸与の依頼は、写真等貸与申請書（様式第2号）の提出により受け付けるものとする。

第16条【事前審査】

南海ロケーションサービス担当者は、写真等貸与申請を受け付けた後、貸与許可基準に基づき事前審査を行うものとする。

2. 事前審査における貸与許可基準は次のとおりとする。

- (1) 公序良俗から逸脱せず、当社及び加盟各社の品位を貶めないものであること。
- (2) 申請者が暴力団等、反社会的勢力関係者でないこと。
- (3) 安全輸送、交通道德の啓蒙に支障をきたさないものであること。
- (4) その他、当社が別に定める受託広告規程に反する内容でないこと。

第17条【審査機関】

事前審査を経た後、ツーリズム事業部長が写真等貸与の可否決定を行うものとする。

第18条【当社内・加盟各社内調整】

南海ロケーションサービス担当者は、写真等貸与を決定した後、写真等の保有部署との間で調整を行わなければならない。

第19条【貸与の承認】

写真等貸与の承認は、写真等の保有部署との間で調整を行った後、写真等貸与申請書の承認欄に記名押印することにより行うものとする。

2. 写真等貸与の承認に際しては、次に定めるほか必要な事項を条件として付するものとする。

- (1) 使用目的が公序良俗から逸脱せず、当社及び加盟各社の品位を貶めないものであること。
- (2) 貸与した写真等を無断で加工・改変しないこと。
- (3) 承認を受けた目的に限り使用すること。
- (4) 複写・第三者への提供等を行わないこと。
- (5) 写真等の提供者が当社又は加盟各社であることを表示すること。
- (6) 使用後は当社の指示に基づき返却又は廃棄すること。

第20条【貸与料金】

貸与料金は別表2に定める金額とする。

第21条【貸与料金の支払い】

前条に規定する貸与料金は、貸与日の翌月20日までに指定口座への振込みにより収受するものとする。

第22条【貸与方法等】

写真等は原則として、電子データにて貸与するものとする。

第4章 雑 則

第23条【加盟各社】

1. 加盟各社において撮影を受け入れる場合及び加盟各社が保有する写真等を貸与する場合は、当規程を準用するものとする。
2. 撮影終了後及び写真等を貸与した後、加盟各社は当社に請求書を発行し、請求を受けた当社は翌月末日までに料金を支払うものとする。

別表 1

撮影料金表（消費税等込）

撮影種別	CM撮影	55,000円/1H
	CM以外の動画撮影	33,000円/1H
	写真撮影	22,000円/1H
立会人件費	2,200円/1H/1人 ※撮影時間が平日 18:00～翌日 9:00 又は、土・日・祝日の場合は、4,400円/1H/1人とする。 ※撮影が深夜又は早朝で立会人の移動が困難な場合は、撮影関係者において宿泊場所等の手配を行うものとする。	
保証金	上記設定金額の50%	
その他	撮影内容によって双方協議のうえ、別途料金を支払うものとする。	

※撮影料金は、（撮影種別単価×時間）＋（立会人件費×時間）とする。

別表 2

写真等貸与料金表（消費税等込）

貸与種別	写 真	5,500円/1枚
	ポスター	5,500円/1枚
	映 像	5,500円/1点
	個別資料	5,500円/1点
	冊 子	5,500円/1点